

報道資料

発表年月日	令和4年9月9日（金）
担当部署名	奈良県労働委員会事務局審査係
担当者	福永、喜多
連絡先	0742-20-4431

奈良市・奈良市教育委員会不当労働行為救済申立事件 (令和3年（不）第1号及び同第2号併合事件)の命令書交付について

奈良県労働委員会（会長：下村敏博）は、令和4年9月9日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、以下のとおりです。

【命令のポイント】

～市が、市の臨時職員2名の任期満了後に再度任用しなかったことは、不当労働行為に当たらないとした事案～

- 1 不当労働行為救済申立制度の趣旨等からすると、臨時職員2名が所属していた組合の組合員である申立人は、申立人適格を有する。
- 2 臨時職員2名が再度任用されなかったことに不自然な点は見受けられず、不当労働行為意思は認められない。

したがって、同人らの任用終了は、不当労働行為（労働組合法第7条第1号・第3号）には当たらない。

I 当事者

1 申立人

○個人（以下「申立人」という。）

2 被申立人

○奈良市（以下「市」という。）

所在地：奈良市内 職員数：3674名（令和4年5月時点）

II 事案の概要

1 令和3年（不）第1号奈良市事件

本件は、市が、申立人が所属する組合の組合員であり地方公務員法に定める臨時職員の用務員として市に任用されていたA1を令和2年4月以降、再度任用しなかったことが、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当するとして、申立人が当委員会に救済を申し立てた事案である。

2 令和3年（不）第2号奈良市教育委員会事件

本件は、奈良市教育委員会（以下「市教委」という。）が、申立人が所属する組合の

組合員であり、地方公務員法に定める臨時職員の学校用務員として市教委に任用されていたA2を令和2年4月以降、再度任用しなかったことが、労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当するとして、申立人が当委員会に救済を申し立てた事案である。

Ⅲ 命令の概要

1 命令主文

本件申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) 申立人適格について（争点1）

ア 労働組合法第7条第3号（支配介入）の申立人適格について

不当労働行為救済制度は、労働者の団結権及び団体行動権の保護を目的とし、これらの権利を侵害する使用者の一定の行為を不当労働行為として禁止した労働組合法第7条の規定の実効性を担保するために設けられたものである。この趣旨に照らせば、使用者が同条第3号の不当労働行為を行ったことを理由として救済申立てをすることについては、当該労働組合のほか、その組合員も申立人適格を有すると解されているため、組合員である申立人は、申立人適格を有する。

イ 労働組合法第7条第1号（不利益取扱い）の申立人適格について

本件においてA1及びA2が申立てを行わず、申立人が本件申立てを行った経緯は、組合が同人らの任用終了後の組合員資格を認めず、さらに、当初は組合が申立てを行っていたところ、同人らが組合執行部と対立し、組合が申立てを取り下げようとしたことから、組合員資格を持つ申立人が同人らの意向を受けて、除斥期間の直前に申し立てたという特別な事情がある。

上記のような事情の下で申立人適格を否定することは、事実上救済申立ての機会が失われることとなるため、本件申立てにおける事情の下では、申立人に申立人適格を認めるのが妥当である。

(2) 市が、A1及びA2の任用を令和2年3月末で終了したことは、組合員であること又は正当な組合活動を行ったことの故をもって行われた不利益取扱いにあたることも、組合に対する支配介入にあたるか。（争点2）

ア 公務員の任用について

公務員の任用は行政行為であると解されており、仮に不当労働行為が認められた場合でも民間労働者の雇止め法理を類推適用すべきとはいえず、労働委員会が市に対して再任用を命じることはできない。しかし、不当労働行為意思に基づき「不利益取扱い」ないし「支配介入」が行われたと認められ、不当労働行為が成立する場合には、その他の適切な救済命令を発することができる。

イ 不当労働行為意思について

(ア) A1について

A1が担当していた、市の月間広報誌「しみんだより」の配布業務が平成31年4月から民間委託され、業務量が減少したことから、令和2年4月以降、市が用務員数を削減したことには合理的な理由があるものと思料する。

A1が組合活動を行っていた事実は認められるが、このことと組合嫌悪感情とが結びつくものとは認められない。

(イ) A2について

市教委が令和2年度から学校用務員の定数を見直し、前年度の在任者の中から採用選考を行うに当たって、市教委担当者による面接点数と、所属長である校長及び教頭からの評価点数の合計点数の高い者から順に任用するという選考方法には不合理な事情は認められない。

所属長である校長及び教頭が、A2の勤務態度を根拠に任用の基準を満たさない評価点数をつけたことに不自然な点は見受けられない。

A2の組合活動の事実は認められるが、このことと組合嫌悪感情とが結びつくものとは認められない。

ウ 以上から、A1及びA2の任用終了について不当労働行為意思を認めることができず、不当労働行為は成立しない。

(3) 被申立人について

令和3年(不)第2号事件は被申立人を市教委として申し立てられたが、市教委は市の執行機関の一部であり、独立した権利義務を有する主体は市というべきであるため、当委員会は上記事件を併合して審査し、被申立人を市と判断した。

IV 命令書交付までの経緯

- 1 申立年月日 令和3年3月30日
- 2 併合年月日 令和3年6月8日
- 3 命令交付日 令和4年9月9日

<参考>

- 命令に不服がある場合、当事者は次の手順をとることができる。
 - ・中央労働委員会に再審査申立て(命令交付日から申立人及び被申立人とも15日以内)
 - ・奈良地方裁判所に取消訴訟を提起(命令交付日から被申立人30日以内、申立人6か月以内)
- 本件命令書の掲載場所
URL: <https://www.pref.nara.jp/45302.htm>

<別添資料>

- 参考1 不当労働行為について
- 参考2 不当労働行為の審査について
- 参考3 不当労働行為事件審査手続の流れ